

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県教育改革推進会議条例	公布日	平成19年7月4日
条例番号	平成19年三重県条例第42号	直近改正日	なし
所管部局課	教育委員会事務局教育総務課	電話番号	059-224-2951
条例の概要	三重の教育の改革に関する重要事項を調査審議するため、県教育委員会の附属機関として設置し、県教委の求めに応じて審議等を行い、結果を報告する権能を有するものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	今後の三重の教育のあるべき姿の実現に向けて、学識経験者や県民の方々とともに三重の教育のあり方を広い視野から検討するため、平成19年度に本推進会議を設置した。会社経営者や大学教授、学校長・教員・PTA等の学校関係者(私立学校を含む)、文化活動に取り組む県民、首長や市教育長など、幅広い層から20名の委員を選任しており、広い視野、多角的な視点からの審議検討が行われている。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	引き続き、5人で構成される県教育委員会(1名は教育長)の附属機関として、学校教育を取り巻く多様な環境変化や社会状況を踏まえた、より幅広い見地からの教育課題や施策についての、質・量とも充実した審議が求められる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	教育委員会の附属機関として設置するためには、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	会議運営のための必要最小限の手続き等を規定しており、廃止することはできない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	同上。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	同上。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	幅広い視野からの検討、多角的な視点での審議のため、20人の委員の選任は必要かつ適切なものであると考える。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	委員任命については、学識経験者をはじめ幅広い人選が可能な規定としている。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	<p>学校を取り巻く環境が激しく変化する中で、学校教育に対して子どもたちや保護者、地域の方々から様々な要望や期待が寄せられる一方、子どもたちの学ぶ意欲や規範意識、自立心の低下などの課題も指摘されている現状にある。</p> <p>こうした社会状況を踏まえて、設置後5年を経ても、本県の教育改革に関する重要事項を幅広い見地から審議いただくという本推進会議の意義、必要性は失われておらず、平成22年度の「三重県教育ビジョン」策定を経て、具体策の実効性ある展開をめざすうえで、より一層高まっていると考える。</p> <p>平成23年度も「学力の向上」や「キャリア教育の充実」などビジョンに掲げる4つのテーマについて、3つの分科会に分かれて具体策が審議され、まとめの提言をいただくなど、幅広い委員構成をいかしつつ、機動的な審議運営が図られたところである。</p> <p>今後とも、県教育行政の推進において、極めて重要な位置付けを持つ附属機関である。</p>	無	無